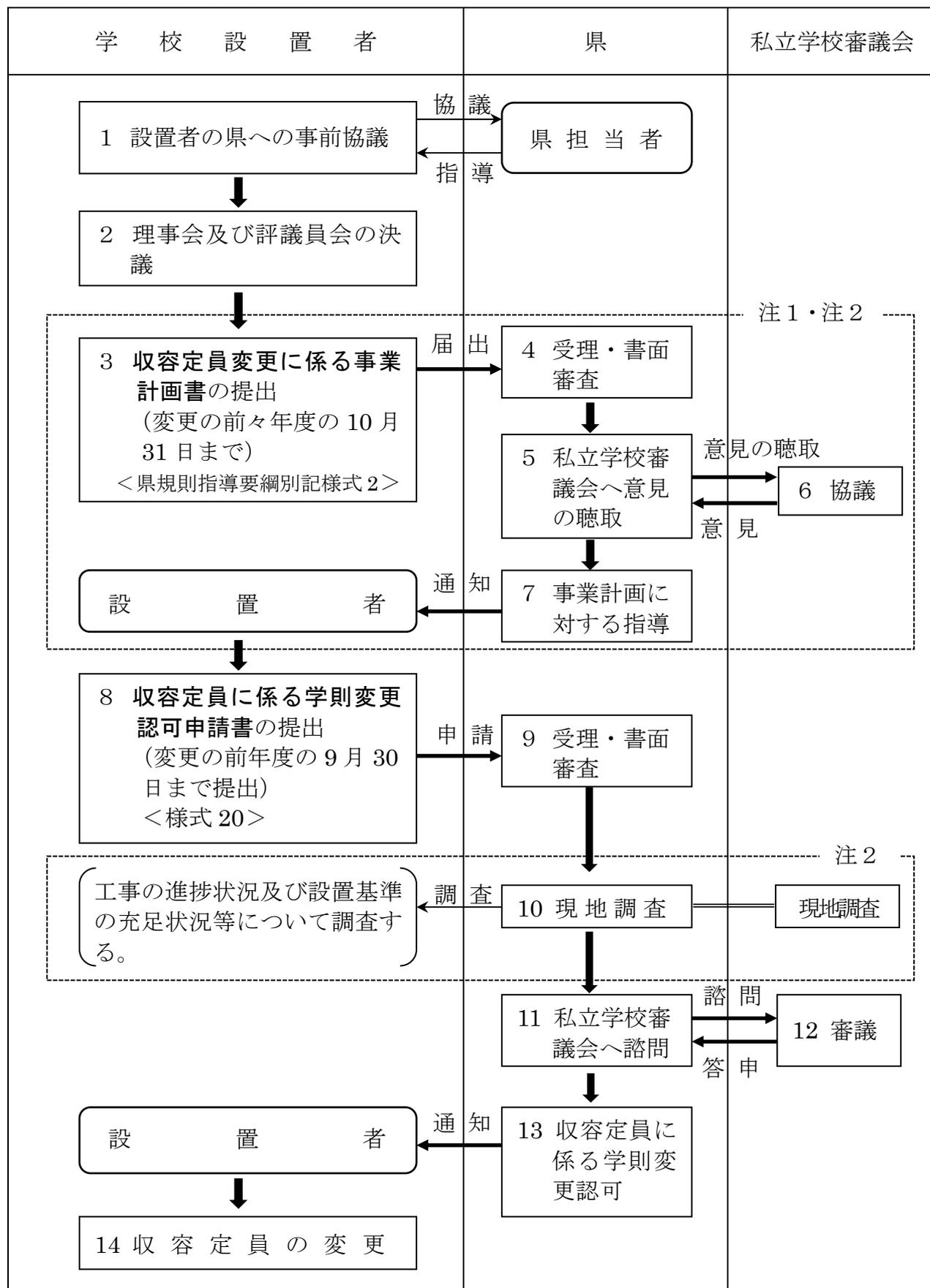


4 収容定員に係る学則の変更（専修学校の場合は、学則変更届＜様式 25＞による。）



(注) 1 各種学校の場合は、3～7の手続は必要である。

2 収容定員の減少に係る学則変更の場合は、3～7及び10の手続は不要である。